

学校給食費の無償化を求める意見書

小中学生の保護者が負担している教育費は、給食費、教材費、制服、体操着、学用品、修学旅行の積立金など多額である。

学校給食法第2条に定めている学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

新型コロナウイルス感染症の蔓延、ウクライナとロシアの戦争を背景とし、最近の物価高騰により国民の生活は厳しくなっている。全国の自治体において子育て支援として、小中学校の給食費を無償化し、公費負担する自治体がある一方で、財政力が十分ではなく無償化の実施が困難である自治体もある。義務教育の費用負担において自治体格差がある。義務教育課程では学校給食の早期の無償化が必要である。

よって、嵐山町議会は、国に対し下記を求める。

記

1 国の財政負担による学校給食の無償化を迅速に実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月14日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

こども家庭庁長官